

令和元年度第2回岩手県男女共同参画審議会議事録

1 日時

令和2年2月5日（水） 15:00～16:55

2 場所

盛岡市勤労福祉会館 研修室兼展示室

3 出席者

(1) 岩手県男女共同参画審議会委員（12人）

遠藤 晴美委員

及川 一也委員

菊池 愛子委員

後藤 康文委員

佐々木 裕子委員

佐藤 尚委員

高橋 寿美子委員

中田 勇司委員

細川 恵子委員

福島 裕子委員（会長）

堀 久美委員

山村 千華委員

(2) 県側出席者

環境生活部長 大友 宏司

環境生活部若者女性協働推進室長 藤澤 修

環境生活部若者女性協働推進室 青少年・男女共同参画課長 高井 知行

環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当特命課長 大内 玲子

環境生活部若者女性協働推進室 主任主査 阿部 幸子

環境生活部若者女性協働推進室 主任主査 千葉 隆宏

環境生活部若者女性協働推進室 主任 関下 樹

環境生活部若者女性協働推進室 主事 高橋 美里

総務部人事課 主査 高橋 政貴

総務部総合防災室 防災危機管理担当 佐々木 祐輝

文化スポーツ部スポーツ振興課 主幹兼生涯スポーツ担当課長 星野 俊一

保健福祉部子ども子育て支援課 主査 菅原 孝明

商工労働観光部定住推進・雇用労働室 主査 菊池 心光

農林水産部農業普及技術科 普及担当 主任主査 小原 貴子

農林水産部森林整備課 計画担当 主査 似内 智明

復興局復興推進課 推進協働担当 主査 菊池 崇

教育委員会事務局生涯学習文化財課 生涯学習担当 主任社会教育主事 鈴木 玲子

4 傍聴者

0人

5 会議の概要

(1) 開会

【藤澤若者女性協働推進室長】

本日の司会を担当します若者女性協働推進室長の藤澤と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。本日御出席いただいている皆様は、委員総数 18 名のうち 12 名となっており
ます。過半数に達しておりますので、岩手県男女共同参画推進条例第 28 条第 2 項の規定に
より、会議が成立していることを申し上げます。また、本日の審議の内容は、岩手県男女
共同参画審議会運営規程により、議事録を公開することとされておりますことを、申し添
えます。はじめに大友環境生活部長より御挨拶申し上げます。

【大友環境生活部長】

岩手県環境生活部長の大友でございます。

令和元年度第 2 回岩手県男女共同参画審議会の開催に当たりまして御挨拶を申し上げま
す。

本日は御多忙の折、当審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。皆様方には、
本県の男女共同参画施策の推進に当たり日頃から格別の御指導、御協力をいただいております
ことに厚く御礼を申し上げます。

さて、県では、平成 23 年度に策定し、平成 28 年度に見直しを行いました「いわて男女
共同参画プラン」に基づき、家庭、地域、職場などにおける男女共同参画の推進や女性活
躍推進の取組を進めてきたところですが、現プランの計画期間が令和 2 年度で終了するこ
とから、新しいプランの策定について検討を進めることとしております。

国においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の完全施行、働き方
改革関連法案の成立や、セクハラ防止対策の強化等の男女雇用機会均等法の改正など、女
性活躍や男女共同参画を取り巻く社会環境は大きく変化しており、昨年 11 月から、専門委
員会を設置し、第 5 次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討がスタートしたところで
ございます。

本日は、知事から当審議会に対しまして、新しいプランの基本方向について諮問させて
いただきますので、現プランの成果と課題や社会情勢の変化等を踏まえまして、新しいプ

ランの方向性について幅広く、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【藤澤室長】

本日の出席者につきましては、お配りしております名簿のとおりとなっております。今回は、本年度2回目の会議となりますので、前回の会議を御欠席された委員のみ御紹介させていただきます。

まず初めに、岩手県人権擁護委員連合会男女共同参画委員会委員長、遠藤晴美委員でございます。次に、岩手県高等学校PTA連合会事務局長、佐藤尚委員でございます。次に、県の出席者を紹介いたします。大友環境生活部長でございます。環境生活部若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長の高井でございます。同じく女性活躍支援担当特命課長、大内でございます。他にプランに関係する関係部局の職員が出席しておりますので皆様よろしくお願ひいたします。

続いて、次第の4、諮問。新しい「いわて男女共同参画プラン」の基本的方向につきまして部長から会長に諮問書を交付させていただきます。それでは大友部長は議長席前に移動願ひます。

【大友環境生活部長】

岩手県男女共同参画審議会 会長 福島裕子様。新しい「いわて男女共同参画プラン」の基本的方向について、諮問。本県では、平成23年3月に、令和2年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」を策定、平成28年3月に見直しを行い、男女共同参画に関する施策を実施してきたところです。令和3年度以降も男女共同参画に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、新しい男女共同参画計画を策定したいので、岩手県男女共同参画推進条例第23条第1項の規定により、その基本的方向について貴審議会の意見を求めます。令和2年2月5日、岩手県知事達増拓也。どうぞよろしくお願ひします。

【福島会長】

今、皆様を代表して諮問を受けました会長の福島裕子でございます。新しいいわて男女共同参画プランの基本的方向についてということで諮問を受けました。このいわて男女共同参画プランが岩手県で開始いたしましてから、少しずつ岩手県の男女共同参画も動きが見えてきていると思いますが、先ほど部長から御挨拶いただきましたように新たな課題も多々出ております。この新しいいわて男女共同参画プランに向けまして、ぜひ委員の皆様からの活発な御意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【藤澤室長】

それでは、以下の進行につきましては福島会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【福島会長】

それでは会議次第に沿って議事を進めて参ります。最初に議事の第1、新しいいわて男女共同参画プランの策定方針について事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

【高井青少年・男女共同参画課長】

青少年・男女共同参画課長の高井です。改めてよろしくお願いいたします。

新しい「いわて男女共同参画プラン」策定方針ということで、説明資料のNo.1から3でございます。まず資料1をご覧くださいながら説明をさせていただきたいと思います。まず、新しいプランの説明に入る前に、I 現行プランの概要について説明させていただきます。現行プランの期間は平成23年から令和2年度までの10年間で、平成28年3月に全面改訂を行っています。プランに定める施策の基本的方向性はここに記載があります通り、(1) 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進、(2) 女性の活躍支援、(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、(4) 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援、この4つの柱に沿って展開しているところでございます。

続きまして、IIになりますけれども、こちらに新しいプランの策定方針を記載しています。1、プランの策定の根拠でございます。関係法令というところですが、男女共同参画社会基本法第14条で都道府県における計画策定が義務化されているところです。それから、岩手県の男女共同参画推進条例においてどういった内容を盛り込むかということを決めているところです。それから、もう一本法律がございまして、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、こちらが平成27年からスタートしておりまして、都道府県の計画策定は努力義務ということにされています。本県では、いわて男女共同参画プランにおいて、併せてこの中に取り込む形で策定させていただいています。

3のところは計画に定める事項ということで、条例第9条にこのような記載をしていますし、(2)のところは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律ということで、第5条のところに、このような記載があるところです。

4の計画期間。新しいプランは令和3年度から令和7年度までの5年間にしたいと考えているところです。冒頭に御説明しました現行プランは10年間ということだったところですが、国の男女共同参画基本計画ですとか、先行して他県で策定している計画期間が5年間という形になっています。また本プラン策定の根拠法案の一つであります女活法の方は、十年間の時限立法で、ちょうど令和8年3月までであることなどを踏まえまして、今回は5年間の期間としたいと考えているところです。

5の策定の方向性というところですが、方向性としましては、現プラン後半5年間の成

果と課題、社会情勢等の変化、現在、国においても第5次基本計画が検討されているところでございます。本県における男女共同参画社会の形成の促進及び職業生活における女性の活躍推進に関する基本的な計画をこういった状況を踏まえて定めていこうということです。

その下、Ⅲの今後のスケジュールのところですが、今年度3月頃から市町村や関係団体等に対して、まず新しいプラン策定に関しますアンケートを実施しようと思っております。それから来年度に入りまして、回数が多くなってしまして恐縮ですけども3回ほど当審議会に御協議をさせていただいて、計画策定を進めていきたいと考えているところです。国の基本計画の方向性の方が、今年の6月末あたりに出る見込みという情報も出ておりまして、関係団体のアンケート結果ですとか、国の計画の方向性などを参考としまして、7月頃には、新しいプランのたたき台を委員の皆様にもお示ししたいというスケジュールで行きたいと考えております。そうしましたら当審議会の御意見等をいただいて事務局で素案を作成し、8月頃には素案をお示ししまして御協議いただきたいというところでございます。その時点でそうした主要の指標等についても併せて事務局案をお示しできればというところでございます。それに対する当審議会の御意見をいただきまして中間案を策定して、10月頃に当協議会にお諮りして審議会としても答申いただきたいという流れで考えております。その後、12月議会において中間案を説明しまして、12月から来年1月にかけて地域説明会やパブリックコメントを実施し、2月議会でもた御説明した上で来年3月末に新プラン公表というスケジュールを考えているところでございます。

最後のⅣのところ、参考までに現在国が検討を進めております第5次男女共同参画計画の策定状況でございますけれども、国の方向性が示されるのが6月末頃で閣議決定されるのが12月という見込みとなっているところでございます。国では、昨年11月に新しい計画策定専門委員会を設置していると聞いておりまして、その検討結果につきましては、内閣府男女共同参画局のホームページでもご覧いただけるようになっております。国の方では検討材料として、各省庁の取組状況とか、ペーパーだったりするものを公表しているところでございますので御参考にしていただければと思います。

続きまして、資料1-2、A3横のカラー資料をご覧ください。新プランの方向性について、資料の左側に現プラン成果と課題、国の課題整理、それから男女共同参画をめぐる本県や国の動きを記載しているというところでございます。

まず現プランの現状と課題ということで、現在の体系の4つの柱に沿って御説明させていただきます。左上のところからでございますが、I東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画についてということで、成果としましては当室で実施している男女共同参画視点からの復興・防災研修の受講者ですとか、市町村防災会議における女性委員数が増加していることがありますが、課題としては女性が参画していない市町村が6市町村存在しているということ、復興・防災に関する政策・方針決定過程への女性参画の推進というところが課題となっております。

Ⅱは女性の活躍支援という柱立てでございますけれども、官民挙げての様々な取組の成果としまして、女性の就業率の上昇、いわゆる M 字カーブの M の形が解消傾向にある。それから子育てにやさしい企業認証、女性活躍認定企業等の増加等が成果として整理したところでございます。課題としましては男性の家事・育児の参加促進、管理職への女性の登用というところがまだ今後の課題というところでございます。

Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備ということで、柱立てしておりますけれども、成果としましては地域や、職場などで男女共同参画を推進する男女共同参画サポーターの男性認定者数が増加しているということ、男性の家事時間割合、これはデータとして増加している状況でございます。課題としては様々な場面で男女の不平等感がまだ解消していないということ、高齢女性、ひとり親世帯など、困難を抱える女性への支援、LGBT 等への理解促進ということは課題かと考えております。

Ⅳ女性に対する暴力の根絶と健康支援でございますが、成果としては各種研修への参加者数は着実に増加しているところでございますけれども、まだまだ DV はなくなっていないということですか、児童虐待防止と DV 防止の連携の強化というところが課題として挙げられるところであります。

2の国の課題の整理の部分でございますけれども、先般、国の専門委員会で資料が示されたところでございます。国では持続可能性や国際協調といった視点におきましても、男女の能力発揮と意思決定への参画、自らの選択によって人生を設計することができる環境整備ということを大きな課題として整理しているというところでございます。国の方に SDGs 推進本部というところがあるようですけれども、そちらの方の SDGs アクションプラン 2019 の中では、SDGs を推進する 3 つの柱の一つとして、SDGs の担い手として次世代女性のエンパワーメントというような考え方をしているというところでございます。

国の方の具体的な課題ということで、(1) ～ (6) ということで整理しておりますが、県の方でもこういったことを参考にしながら、今後の新プラン策定を進めていくところでございます。国の方で最後のところ、取組が進まない場合は、各人の意欲・能力を十分活かせず、生きづらい社会になりかねない、或いは、多様な発想によるイノベーションが生まれなくなる恐れがある、世界的な人材獲得競争に勝てなくなる恐れがあるのではないかという形で国の方でも整理してございます。国ではこれらの課題への対応方針を検討するために、基本構想と人材、意識、地域、安心安全ということで 4 つのワーキンググループを設置しまして、順次検討が始まっているというところでございます。先般の内閣府主催で開催された全国主管課長会議におきまして、男女共同参画局長も、国の方でもジェンダーギャップ指数がまさに深刻で最下位だったということで取組が必要だということでございます。

続きまして、3 男女共同参画を巡る本県及び国の動きとして、資料左下として整理しております。本プラン改訂後、平成 28 年度以降の動きをトピックスとして御紹介をしていき

ます。平成 28 年度には知事によるイクボス宣言が行われたところがございます。それから平成 29 年にはいわて女性活躍企業等認定制度創設。それから、L G B T の出前講座の開始も 29 年度でございます。30 年度にはいわて女性活躍推進員の配置。それから、令和元年度には L G B T 啓発用リーフレットなどを作成したというところがございます。

現行プランにおいては、女活法完全施行に伴いまして特に女性活躍を巡る取組が活発になってきました。また、性的マイノリティ理解促進に関する取組も徐々に始まっているというところがポイントかなというふうに感じております。

国の動きでございますけれども、女活法の完全施行、それから仕事と子育ての両立のための法改正、強姦罪の構成要件等の刑法改正、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行ですとか、セクハラ防止対策の強化に伴う法改正というのが国の動きでございます。国の方では政治分野とか、経済分野で日本が遅れていると国際的に評価されているところで法改正などの動きが起こっているという流れであるというところがございます。

資料の右側のところ、新しいプランにおいて目指すべき方向性を記載しております。左側に現プランの 4 つの柱、真ん中に現状を記載しております。これらの現状を踏まえて、新しい男女共同参画プランが目指す姿として 4 つの分野に分けて整理しているところがございます。

この資料の右側一番上のところから、男女が個性と能力を発揮できる公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な環境の整備ということで整理しております。現状としましては本県の大きな課題として、若年女性の県外の流出に歯止めがかかっていないとか、東日本大震災津波以降も自然災害が頻発している状況もありまして、こういった中で防災への女性の視点を反映することですとか、家庭や地域でも男女共同参画を推進すること、政策・方針決定過程における女性の参画拡大ということで特に女性の生きづらさが解消される環境を目指したいというところがございます。

次の柱の右の 2 番目の女性の活躍支援ということで、現段階で整理しているところがあります。女性活躍の現状としましては、様々な取組の結果、女性の就業率が向上しております。子育てにやさしい企業認証とか女性活躍認定企業等の数は増えておりますけれども、様々な分野で女性の参画が進んでいないというような問題もあるというところがございますけれども、2 つ目の柱は女性の活躍支援というところがございます。

右 3 つ目のところが、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備ということで考えているところがございます。現状といたしましては、男女共同参画社会基本法ができた 20 年前当初からみれば、だいぶ状況が改善されているところがございますけれども、まだまだ社会全体として男女の不平等感が解消していない問題ですとか、県条例の認知度が低いですとか、こういったところを発信していくというところがございます。

最後に右下のところですが、4 つ目の柱として男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境の整備ということで、柱立てを考えているところがございます。現状につきまして、DV の問題ですとか、先ほどもちょっとお話いたしましたし

たDV防止と虐待防止の連携強化の必要性ですとか、高齢単身の方、ひとり親世帯など、困難を抱える女性の存在が課題でございますので、最後のところでまとめようとしているところです。

右下枠のところであらわて県民計画（2019～2028）との関わりを整理しているところでございます。

あとは参考資料という形でございますけれども、資料2でございます。こちらは、社会情勢の変化ということで参考としてご覧いただければと思います。1ページ目の上段の方は岩手県全体の動き、下段から次のページにかけて、それから、男女共同参画や女性活躍をめぐる社会情勢の変化の10年間分を記載しています。

資料3でございますけれども、こちらは現行プランの主要指標の各年度の状況を一覧表にしたものでございます。こちらにつきましては、前回の審議会でのこの資料の関係について御意見を頂戴したところでございます。今回、今後のプランの参考として付けさせていただきます。以上で、新しいプランの策定方針について説明を終わります。

【阿部主任主査】

続けてお配りしています参考資料について補足説明をさせていただきます。本日、参考資料1というものがございまして、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプトということで、内閣府の資料としてホームページで公表されたものです。こちらが新しい国の計画の骨子、たたき台となるものと考えられますので、今回参考資料としてお付けしております。

参考資料2が岩手県次期ふるさと振興総合戦略素案についてのものでございます。この総合戦略はまち・ひと・しごと創生法第9条の規定に基づいて策定しているもので、すでにパブリックコメント等は終わっております、まもなく最終案が公表される予定となっております。この総合計画は岩手県人口ビジョンの人口展望を踏まえて、岩手で働く、岩手で育てる、岩手で暮らす、の3本柱に基づく、10のプロジェクトにより人口減少対策を講じてきたというところであります。その中で出生数の減少の原因としまして、若年女性の現状と県外流出が課題となっているというようなことが挙げられていまして、岩手で暮らす分野で女性や若者の生きづらさを生きやすさに変えていくということが現県計画に盛り込まれていたところです。次期総合戦略では岩手とつながるという柱が、新たに加わりまして、4本の柱で推進していくというところになっているようです。

スライドの13ページ目のところをご覧いただきたいんですが、岩手で暮らすの3-3に若者・女性活躍支援戦略っていうのがございまして、次期計画でも引き続き女性の活躍が掲げられていくというところで、今回、ご紹介としてこの素案をつけさせていただきます。以上でございます。

【福島会長】

ありがとうございました。ただいま高井課長から説明がございました。今度の新しい「いわて男女共同参画プラン」の方向性についてということと、参考資料についても御説明がございました。ここから説明に対しての審議に入らせていただきます。ただいまの説明について、御質問、御意見等、自由に御発言いただければと思います。

【菊池委員】

現在のいわて男女共同参画プランから新しいいわて男女共同参画プランになりましたというところで2点ほど質問があるのですが、現在のプランの方のⅠとⅣは非常にどこをポイントにするかが分かりやすかったというか、Ⅰは災害の後も復興・防災に力をいれて、その中の男女共同参画っていうのが分かりやすかったし、Ⅳについても、新プランのうち男女の人権の尊重というところですけど、特に注目していたところが女性に対する暴力だったり、健康支援だったりするんだらうな、というふうに理解しているんですけども、新の方にリニューアルされたときにどこにポイントを置くのかなというのがぼやけているんじゃないかなという印象があります。

Ⅰの方なんですけども、現プランから現状を考えて、やっぱり今でも自然災害が大震災以降頻発しているっていう環境認識だったりとか、防災会議の方でもちょっとまだ課題があるという現状認識があるけれども、次の新プランのところでは防災とか災害対策みたいなのが、どちらかといえば、言葉として抜けてしまったというのはどういう意図があるんだらうというところをお聞きしたいのと、Ⅳの方も大きなところで暴力の根絶という具体的なところを挙げていたのが、新の方にいって曖昧な感じになったというか、ぼやっとした感じになったのはどうしてだろう、なにか意図や狙いがあればお聞きしたいというのが一つ。

あと、Ⅰのところの若年女性の県外流出の課題があるという認識があって、それはいったい何が原因で流出しているんだらうというところによって、この新プランの方の違うところでの対策の方が効くのではないかというのがあって、若年女性の流出がどのタイミングで起こるかというときに、学校を卒業して就職のときに外に出ていってしまうよということなどが見えているのであれば、もしかしたら若年女性の県外流出対策というのは、2番目の女性の活躍支援の中で、もっと働きやすい職場を作っていこうよとか。分からないと思うんですけども、例えば本県で、ものすごく目に見えないけど、家庭の暴力がひどくて、そこから逃げているよみたいな話だったりすると、Ⅳで対策するものになるかもしれないですね。

若年女性の県外流出が課題だと今分かっている時に、それを1番目の方針の方に含めることによって、ますます焦点がぼやける感じがするなという印象があって、質問としては、若年女性の県外流出のどこに課題があるんだらうっていう原因みたいなところは何か掴んでいっちゃうかとか、見当をつけているところがあるという、2つをお聞きしたいです。

【高井課長】

私の方から回答させていただきます。

まず一つの体系的な、資料1-2の右側に4つ柱建てのようなことで書いておりますけれども、今一番参考にしているのは、国の男女共同参画基本計画の資料でございますけれども、その表現でいこうというよりは、今のところ、こういうポイントだという方向性のような表現で書いておまして、おっしゃる通り今後考えていきたいと思っております。最初の質問につきまして、我々、国の方の（計画）を参考にしたものですから、東日本大震災という本県にとってはすごく大きなテーマが、国全体でいくと入ってないというところもありまして、国の方を参考にしながらも我々としてどういう形で表現していくかですね、東日本大震災津波からの復興ということも、当然大きなテーマですので、どういう形で表現し、柱立てのどこに書くのか、いろいろ検討していきたいと思っております。おっしゃる趣旨は分かりましたので、ここは検討させていただきたいと思っております。そういった主旨として4番目のところですね、表題のところは暴力ということでDVが大きなテーマでございますので、これまでは女性に対する暴力の根絶ということで柱にはっきりと書いていたのですが、そういった表現ぶりが、こういった形がいいかということについてもこれから検討させていただきたいと思っております。

それから県外流出の話でございます。なかなか大きなテーマでございます、やはり学校進学、18歳から22歳のあたりが男女問わず流出のポイントだろうということを県の方でも考えていますけれども、複合的なこともあると思っておりますので、記述の方もプランのどこか一か所だけで書くというよりは、再掲なのか、色々な場所で記述をしていくのかなとかですね、そういった形で検討していくのかなというところは考えております。大きなテーマとなりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

【福島会長】

ありがとうございました。今の菊地委員の質問の中に県外流出の原因みたいところは分かっているのかということも含まれていたと思いますが、その部分についてはいかがでしょうか。

【定住推進・雇用労働室菊池主査】

定住推進・雇用労働室の菊池でございます。女性の流出については、こちらの方ではちょっと把握できない状態でございます。

【福島会長】

ありがとうございました。

【菊池委員】

今 18 歳から 22 歳の男女問わず流出がどうしてもというお話をしていたんですけれども、男女比較するとやっぱり女性の方が多いという話なのでしょうか。

【高井課長】

そういったことも踏まえて今後プランでは検討の材料にしていきたいと思います。

【福島会長】

よろしいでしょうか。

【菊池委員】

はい。

【福島会長】

では堀委員お願いいたします。

【堀委員】

今のお話の若年女性の県外流出ですが、現況について私はフォローしてないんですが、少し前に復興に絡んでデータをかなりよく県の方でも報告されていて、明らかに女性のほうが、社会減が大きかったんです。特に 22 歳の社会減が大きかったこと、それからちょっと私の記憶違いかもしれませんが、25、26 歳の時にもう一度女性の社会減の山があると。山というか谷ですね、減る方ですから。うろ覚えなので、もしかして間違いかもしれませんが、いずれにせよ、そういったデータ把握に基づいて、今日は方向性ですので、次年度以降というか、今後かなり大きなテーマになるのではないかと思いますので、ぜひデータの整理を。復興の際にも、男女別のいろんなデータが必要だという話は繰り返されてきていたんですけれども、まさしくこういう場合に必要なんだろうというふうに思います。数字が減ったからといって理由ははっきりするわけではないんですが、おそらく 22 歳に減るということは、大学を卒業した女性が県内で就職しにくいと。男性以上に。大学でもそういう話は聞きますし、26 歳だとすると、院を卒業した方は少ないと思いますけれども、一旦就職した方が継続して県内で就業しにくい状況があるのではないかということが、やはりライフステージから考えられるのではないかというふうにも思えるので、きっちり根拠を調査しなくても、何らかの対策は立てられるのではないかと思います。なぜそのような話をしたかという、前回のプランを策定する際に、先ほど課長からもあったように、国のプランはどうであれ岩手県としては復興防災を一番に掲げるのだという非常に強い姿勢があり、こういった柱になっています。今回もそれを踏襲するのかということは、県内の情勢等から必ずしもそうでなくてもいいのかもしれませんが、少なくとも、国がど

うであるではなく、岩手県の課題が何かを一番重要視するという姿勢については大事だろうと思いますので、そういう意味では、話題にした若年女性の問題というようなものを、例えば他を軽視するというではないんですけれども、重視する。女性がということは男性も含めてということになると思うんですが、定着しやすい岩手県のための男女共同参画プランのような、金太郎飴のようなものではないプランの作り方というのは、この前回の復興防災を一番に持ってきた姿勢の継続としてはあり得る形ではないかというふうに思います。

ちょっとここから別の話になって、若年女性とも関わるんですが、女性の活躍支援のところは今2番目の柱になって、新プランにおいても2番目の柱になっているんですけども、ここから(1)の政策・方針決定のところは別の柱に動かされていて、より職業生活における女性活躍に焦点化がされているのが今回の新プランの形になっている。これはおそらく、国の女活の取組を、純粹に反映されているようなものだと思うんですが、これも、もしかしたら間違っているかもしれないんですが、国の女活支援の補助金というか、今、県の方では活用してこの取組を推進されている。もうちょっとしたら、無くなるんじゃないかという話もあったというふうに聞いております。

国の補助金が無くなったときに、これをどのように進めるのか。逆に言うと、県の男女の予算が限られている中で、ここを縮小しなければ、単に影響を受ける訳で、優先順位をその中でどうつけるか。プランのどこに位置付けるかということが、予算の担保というか予算の重み付けとどう関係するのかもしれないんですが、5年間のプランですので、そこを大阪弁でいえば、「ええことばかり書いても」。プラン作るだけではええことばかり書けるんですけど、実現する上での予算、バランスの取り方をどう考えていくのか。どの部分についても予算の話は緊縮財政の中で大変だと思いますが、特にこの女活のところは、今2分の1というか、半分が国からの補助であろうと思われますので、より影響の大きいところについては、特に慎重にというか、見通しを持ってプラン策定をしていただかないと、他のところに影響が出る可能性があるかなというふうに思います。

それから3つ目なんですが、先ほど菊池委員から、暴力の根絶、健康支援という、言葉を前に出すのか出さないのかというお話があったんですが、表現というか、項目の立て方は、今後の議論かと思いますが、1点、やっぱり困難を抱えるということで、高齢単身、ひとり親世帯という言葉が出ていますね。もう一つ言うと、先ほどから言っている、若年女性、いわゆる大きくくくってシングルという、1人で経済的自立をしないといけない女性っていうのも、ある意味同様の問題を抱えていらっしゃることもあるんですけど、それが実は、現プランの場合には、どこに位置づかがちょっと曖昧だったんですね。何よりもの証拠として、その問題が現状の課題の把握のところでも左上にある現プランでは、3番の1に書かれているんですね。高齢女性、ひとり親世帯など困難を抱える人のところに書かれており、一方、対照表になっている右側のページには4番のところに全く同じ文言が書かれている。つまりこの課題が3番で対応されるべきものなのか、4番で対応されるべき

ものなのかっていうことが、現プランでは非常に曖昧であったということが多分この資料から見える。この資料に曖昧に書かれるぐらいなんだから、ほんまの対策どないなってたんやろう、いったいどの課がやってはったんやろうと考えると、今の新プランの方向性の中では4番の中に、はっきりとこのことが位置付けられているという意味では、もしかしたら、実際の施策対応をすることが期待できるのかなというふうには私は思っています。菊池委員がおっしゃったことはですね、表現の仕方が違うんですが、大事だよというふうには思っているという意味では同じだと思うんですけども、今日話でいうところの柱立て方としては、こうやって、困難を抱える女性、具体的な意味でこういうものですよというあたりで見えるところに出てくるということは、私は良い方向かなというふうには思います。ちょっとあっちこっちに飛びましたが各柱の作り方について感じたところ、コメントさせていただきます。

【福島会長】

ありがとうございました。若年女性の流出というところと、それから4番の困難を抱える女性の支援という柱として明文化されたというところでの御意見でした。若年女性の県外流出について、私もちょっとだけ情報を知っているところをお伝えいたしますと、うちの大学で、被災地の地域で高校を卒業して県内に就職を決めた女の子たちにインタビューをしたという調査がございまして、それを直接論文で読んでないですけども、研究した方からお話を伺いまして、やっぱり震災の影響がかなり大きくて、まず就職する場所がなくなっているということ。それから、すごく印象的だったのが、私みたいな世代は東京に出ていくと物価高いとか、東京は怖い町とか、そういうイメージで、県外に就職するというのは、高卒の方って躊躇していたような気がするんですけども、今はネットが普及しているために、いろんな企業の情報なんかも非常に入手しやすく、若い女の子たちにとって、東京とか遠くの方に就職をするっていうことが、昔と違って非常にハードルが低くなっていると、その研究した方がおっしゃっていました。あと実際に物価も東京の中心は高いけれども、その近郊は実は盛岡、岩手よりも、家賃も安くて、競争も激しいので、食費にしてもいろんなことにしても、昔ほど高いというふうな感じになっていないんです。あと、これは看護学部の就職のところでも感じるんですけども、やっぱりPR不足。県内病院とか、企業のPR不足もあるかなと。都内の病院なんか非常にすてきなパンフレットを作って、とにかく人的確保ために必死なんですけれども、そういうところになかなかお金を使っていないという。病院の部分なんですけれども、そういうあたりで、もしかして県内の企業のPR不足っていうか、都会と比べると…みたいなところもあったりするのかなと。これは情報提供でした。

【佐々木委員】

4点お話しさせていただきます。

若年女性というのと若者女性というのを一緒にしているのかっていうことをちょっと私も分からなくて、この若者女性っていうくくりと若年女性っていうのはちょっと違うような気がして、若年女性というところの困難さをきちんと捉えることは必要なと。県外に流出していても県外で仕事をして幸せに暮らせていればいいですけども、東京の方に行って、そうではない、なかなかしんどい状況で、暮らしているという若い人が多いという話も聞きますので、この若年女性という部分も捉え方も、若者女性の戦略、岩手で暮らすっていうところの戦略もっていうことでしたけども、そのところをもう少し深めていただけたらなというふうに思いました。

2つ目は防災についてです。まち・ひと・しごと創生総合戦略の説明会の時に、知事会のアンケート調査の中で、防災と関わって計画を立てています、(防災を)まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に入れていきますという自治体が50数パーセントですけど、岩手はそうじゃない方に入っていますと言ったら、防災は国土強靱化計画でやりますからとはっきり明言されたのですが、国土強靱化計画の中はどちらかというハードの面がほとんどのように私には思えてしまいます。

男女共同参画局からも男女共同参画の視点での防災は言われていますし、岩手県の地域防災計画の中にも男女双方の視点っていうことは明記されていますので、この「まち・ひと・しごと戦略」の方に防災が入らないのであれば、ぜひこの男女共同参画プランで男女共同参画視点での防災というところを明記していただきたい。女性が声をあげるというか、母ちゃんの力がすごかったという、それだけではなく、やっぱり男女共同参画の視点っていうところを入れていただけたらなと思います。

それと、ここで話すことかどうかわからないんですが、「男女が」という、「男女が」個性と能力を「男女の」人権がっていうところを「すべての人が」と文言を変えることはできないかなと。セクシュアルマイノリティの当事者からすると男女がというふうになることは…という話をよく聞くので。国は男女っていう言葉を使っていますし、男女共同参画はそれでいいんですけど、ここを違う言葉にさせていただけたらなと考えていただけたらなと思っております。

4点目です。次期計画にも若者女性というところが関係していますよというお話が先ほどありましたけども、今出ている岩手県の子ども子育てのためのパブコメ、この中にも、ワーク・ライフ・バランスって言葉が入っていますので、各部局がどういうふうな連携をされていてというのちょっと見通しを立てながら、プランが立てられるといいかなと思います。

【福島会長】

佐々木委員ありがとうございました。4点御意見がございました。若年女性と若者女性の違いのところを明確にして深めていったらいいんじゃないかという御意見でよろしかったでしょうか。その辺りが曖昧ではないかということと、防災計画はぜひ男女共同参画の

視点の中に取り入れていただきたいということ。それから男女という文言を、これは国のコンセプトにも沿っている表現なんでしょうけれども、これを「男女」ではなく「全ての人々」ということにできないだろうかということ。そして子育て支援に対してのワーク・ライフ・バランスと、各部署での横の繋がりのような部分なのかということでしたが、ここに対して事務局からご回答できる場所をお願いいたします。

【高井課長】

ありがとうございます。それぞれ参考にさせていただいてということになるんですけども、まず1点目の若年女性の言葉の使い方がまだ作られたばかりでございますので精査していきたいと思います。むしろポイントとしては若年女性の経済的部分での支援と言いますか、分析というところが必要だということで、計画策定の中で観点を整理していくということになろうかと思えます。

あと、防災の方もですね、ポイントでしかまだ書いていませんので、やっぱり男女共同参画視点の防災と言いますか、そういう視点で当然今後検討していくということでございますので参考にさせていただきます。

それから、男女とLGBTとか性的少数者ということで、表現がより難しくなっているところで、どこまでできるかという御意見はごもっともだと思いますので、文章の中では、「男女」とか「多様な」とかですね、文書ではやり方があると思いましたが、表題として男女共同参画という言葉になっているところですね、直せないようなところもあろうかと思えますので、御趣旨を参考にしながら、今後の文書策定とかをやっていくところになります。

それから、ワーク・ライフ・バランス。これもまた今後のプランのまとめ方の中で、他部局との関係とかも分かりやすく整理していくということになるかと思えますので参考にさせていただきます。

【福島会長】

他にいかがでしょうか。

【堀委員】

「男女」と書く話なんですけど、確かに課題はあって、「全ての人々」って書くと、いわゆる性別による、ジェンダーの問題が薄まるということがあって、岩手大学では、「性別に関わりなく全ての人々が」という言い方にしています。先ほどおっしゃったように、男女や性的少数者というの、男女ありきですねという書き方になるので、より包括的にということでは、どこかに、そういった趣旨を明記し、以降は何か分かりやすく書くということもあると思うんですが、わざわざ申し上げたのは、「全ての人々」って書くと、いわゆるジェンダーによる格差があるんだけど、不平等な現状があるんだっていうことが希薄化さ

れてしまう、消されてしまうということなので、性別による格差があるんだということは分かるような、表現は一方でしっかりと入れていただかないと、このプランの趣旨の整合性が見つからないというふうに思います。

【福島会長】

ありがとうございます。非常に参考になる御意見だと思います。それでは高橋委員お願いいたします。

【高橋委員】

高橋です。私は性犯罪のところでちょっと気になっていることがあります、国は性被害のワンストップセンターというということで、岩手県でもはまなすサポートができたかと思うんですね。できたことは素晴らしいことなんですが、私は虐待防止の学術集会全国大会、正式名は今ちょっとはっきりしないんですが、年に1回開かれる JASPCAN（※一般社団法人日本子ども虐待防止学会）というところに、昨年、その前でしょうかね、岡山であったときに行ってきたんですけども、そこでやっぱり性犯罪の防止とかワンストップセンターのことについてすごく話題になっていて、やっぱり産婦人科を中心に作ることが望ましいと。ただそういうところは全国的にとっても少なく、大阪の SACHICO（※性暴力救援センター大阪）でしたか。有名なところで、性被害のワンストップセンターとして、女性の力になっているわけですけども。

岩手県の新聞報道等で見ると、強制わいせつで逮捕されましたっていうのはかなり出てきていて、女性も勇気を持って訴えているなという思いもあるんですが、そのあとに出てくるのが不起訴になりましてっていう…。非常に心配をしております。こういうことがまだまだ進まない岩手に女性は住みやすいのだろうかという思いがあって、それも流出につながっているのではないかと、というような感じもしておりました。性犯罪は、ただ女性だけに私も注目しているわけではなくて、子供の頃から男の子も被害にあっています。そういう認識を皆さん持っていただきたいなと思いつつ、性犯罪の防止につきましても書いていただきたいなというところでもありますね。

あと、私の娘が2人、30代ですけども、神奈川に行っております。親としては、盛岡は子育てしやすいし帰っておいでって言っているんですけども、一人は仕事関係があったりということもありますし、それぞれそこで仕事を見つけると、なかなかまた帰ってこられないということもあります。ただ、その年代の仲間が集まると、やっぱり盛岡はせねばならぬというメッセージが強いと。やっぱり息苦しさを感じているという本音がでてきますので、人のことを干渉しないとかですね、世代間でいろんなことがあるかもしれませんが、そういうところを意識的にちょっと考えていただければというような思いがございます。

そういう思いで、県の方のふるさと振興戦略のパブリックコメントを求める盛岡会場の

方に私行ってきまして説明を受けてきたんですね。その時にやっぱり強く感じたのは、4本の柱についてです。その場でも発言させていただいたんですけども、岩手で働く、岩手で育てる、いわゆる子育てですよね、岩手で暮らす、岩手とつながる。でも岩手で育つというところが私はとても重要だと思っているんですね。岩手県でどのように育ったかということはどうですか、将来大人になった時、例えば苦しい時とか岩手に帰りたいなというふうに思えるかどうかなんですか、と私は感じています。少々生活、時給が少ないとかって、まあ少々じゃないんですけど、時給が低いとかっていろんな経済的な問題があったとしても、やっぱり精神的に安心できる場であれば、帰りたくなるというふうには私は思っているんですね。だからどうやって育てているか。一人ひとり大切なんだよってというようなメッセージを発しながら。果たして私たちは子育てしているのだろうか。都会と比べてですね、平均値がこのぐらいで、こんなに岩手は劣っていますよってという育て方をしているんですね、なかなか、岩手に愛着が持てないのではないかなというふうな発想を持っておりました。長くなりました。

【福島会長】

ありがとうございました。高橋委員の御意見でした。はまなすサポートについて私もちよっと課題が多々あるかなあと感じていました。ワンストップセンターの一応位置付けではありますけど24時間対応じゃないってということと、それから、やっぱり医療者がその中に入らないと。ある程度トレーニングを受けた相談の方がいらっしゃるんですけども、ワンストップセンター、数は少ないかもしれないけれども被害者の方がきちんとした支援を受けるためには初期対応をどうするかというところで、非常に大きな課題なので、ぜひ今回のプランの中で少し見直して何かこちらでも改善できたらなと、私も思っておりました。他に時間が後5分少々になりましたのでぜひ活発な御意見…はい。お願いいたします。

【細川委員】

細川です。私がすごく強く感じているのは、やっぱり発達障害って言われる子供たちの子育てについてお母さんたちがとても困っている。大変で、虐待とかと触れ合う時もすごくありますので、やっぱり虐待とかDVとかのところについて、さっきの子育て、岩手で育つというところにも繋がると思うんですけども、その部分をもっと手厚く、何としてもそこは無くすんだっていうところを強く出していただきたいなっていうのを感じます。

【福島会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

これから具体的なところが策定になりますので御意見ぜひ出していただければと思います。岩手に愛着の持てるような子育て環境、育てる方もなんですけども育つ子供たちの視点に立っての支援というところも、とてもいい御意見だったと思います。

【晴山委員】

皆さんの意見伺ってもっともだなと思って感心して聞いていたんですけども、結局このプランを出しても、皆さんにそれが通じてなければ何にもならないので…できるだけ多くの方にその内容を分かってもらえるために、ここに書いてある字をずっと読んでみると漢字いっぱい、なかなか理解できない横文字があったりとかっていうのがあると、よく理解できないのが割と高齢っていうか。そういう方たちの意識も変わってきて欲しいので、そういう人たちにも分かるような、もうちょっとやわらかめの言葉遣いとか、そういうのがこの中には多分入れきれないんだろうとは思んですけど、分かりやすいような（資料を）つけてもらった方がいいのかなという感じがします。あと子供たちにも分かってもらえるのではないかと思いますので、ちょっとその部分の配慮をもう一つお願いしたいと思います。

【高井課長】

それはごもっともな意見だと思います。なるべく分かりやすい表現というか、カタカナには注釈をつけたりですね、そういう工夫はやっていきたいと思います。

【福島会長】

あと今日資料でリーフレットなんか配られているんですけど、これ（生徒・学生・保護者向け LGBT リーフレット）とか学校現場にも岩手県として配布していて、プランそのままじゃないけど、プランの取組が開始したら、こういう一般の方たちにわかりやすいチラシなんかで…

【堀委員】

今日は配付されていませんけれども、前回のプランの時も同じような意見が出て、男女センターさんの方で、かなりイラストの入った三つ折り形式のリーフレットを作ってくださっているので、私も授業なんかでも配布させていただいたりしている。今回も同じようにということではあると思いますが、これだけじゃなくてプランそのものも確かあったように思います。

【福島会長】

それを参考にぜひ遠藤委員がおっしゃるように、みんながわからなければ結局絵にかいた餅になってしまうというところがあると思います。後2分位時間があるので他にいかがでしょうか。

【後藤委員】

民間企業が僕だけなのでそっちの視点で喋らせてください。今SDGsが大流行ですけども、その全ての目標の基本にジェンダー平等が位置付けられているんですね。ジェンダー平等についてなんですけど、経済の視点で見たときに2010年に国連と企業の自主的な枠組みを考えるグローバル・コンパクトというところと、女性達の意見が入る国連婦人開発基金で申し合わせをしたと。これ、経済なんですね。その中に今日載っているようなことが全部出てくるんです。どういうことかという、女性たちが社会にもっと、つまりジェンダー平等という経済的な自立をする時に必要なエンパワーメントという表現になっていて、経済発展に女性が活躍した方が儲かるよね、ビジネスになるよねということで、人権と儲け話が理屈の上で融合したのが2010年なんです。そこから内閣府で男女共同参画という形ができて、2015年にSDGsが入ってきたという関係を考える必要があるなと僕は思います。

国の今日配布された資料でも、第4次産業革命とか、これ過去の産業革命のたびに企業の中の生産性って50倍になっているんですよ。グローバル化とかデジタル化が進んだ時に、このままでは経済的に大変だということで、いろんなこういう目標より目的だと思うんですけども、国もはっきりと労働生産性の向上と創造性の向上をしたいと言っていますし、そのために、ワーク・ライフ・バランスを確保してどうのっていうのが働き方改革というふうになっている訳ですけども。これらの話、経済、お金の話が抜きになっているのがとても気になります。

例えば、若者流出を考えた時にも、デジタル化が進んだ時に、ものづくりの製造業中心の時代には男女分業をして経済的な責任を男が持って、女性が家事の責任を持つという形は機能していたんですけども、大学生たちのアンケート結果ですけど、男の人たちも専業主婦は勘弁というのが増えている。経済的な責任を男だけで背負うのがきつい、女性もそれを分担してくれないかということで、男性が女性をヘルプするのではなくてシェアしようねっていう考え方ですね。25歳はマーケティング的にはZ世代っていうふうになっています。いわゆるSNSとか、高速インターネットが産まれた時からもうある人たちを分けちゃう。頭の中が全然違う。ちなみにこの世代の人たちはこれらの課題をクリアした。

長くなるので、どこでしゃべるのか分からなくて黙っていたんですけども、県も、今でも製造業の誘致があっても、企業側から見ると、安い労働力が資源として投資されている。例えば、特産品とかじゃなくて、まさにこれからの時代、人ではなくてAIでいいのではないかって。いわゆる定型業務をさせられている人達。そうすると、他県から来た女性なんかも含めて、未来の魅力はあるのかなと思います。もっと大局的な問題がある。

それから、例えば子供たちを見たときにも、教育は大事だと思うんですけども、そこで仕事されている、特定事業主行動計画の対象になっている人たちの数字が悪すぎると思っています。御指導していただいている方の成果としては、もっと期待したいなというのがあります。そのプランはもう少し目標を上げてもいいのかなというのがあります。ジ

エンダーギャップ指数 121 位はということだ、また下がったね。子供たちまでは1位なんです。大学、大学院への就学期となると 100 位。企業の中の管理職比率とか所得比率なんかは 100 以下。子供の時はいいけれども、大人になった時に男が上っている。これ無意識のバイアスだと思うんですけど、そこに男の人たちの本音があると思う。僕らは結婚式やっている会社ですけど、婚活のプロフィールなんかをネットとかで見ると男の欄に収入とかがあって、女子の欄に料理上手とですね、面白いんですよ。いわゆるバイアスですよ。底辺に無意識に流れているこの国の男の人たちの本音みたいなものが見える。これとても僕は大事にしたいと思っていますけれども、少なくとも、海外の投資家たちは女性の活躍とか、例えば参議院に 0.1 しか女性がいないとかやばいよねとか。企業に投資する場合もジェンダー平等じゃないところは生き残れない。僕らのような小さい会社でも認定を取ったりしている理由です。ジェンダー平等なしに生き残れないよねという認識ですね。

今日一番言いたかったことは、1月21日に経団連がついに日本型の雇用システムの方針を見直そうよという方針を発表しちゃいました。これということかと言うと、いわゆる新卒採用と終身雇用と年功序列はもうできないよということをおっしゃった訳です。これから男性が稼げない。年功序列にならないと男性の収入が上がりません。それからジョブ型雇用という、プロじゃないものは通年採用をとっても入れませんので、提携業務がロボットに置き換わる。大卒の人たちが、岩手でそういう職業があまり見当たらない。誘致するなら、これからの時代の魅力的な職業をもっと、そういう人たちが住み着くような。

プラン自体は、国連さん、内閣府のものを砕いていけば、いくらでも立派なプランを作れるんだけど、具体性まではいかないと思います。弊社が認定を取れた理由なんですけども、いわゆるヒエラルキーの階層組織を辞めてフラットにして、業務分担して管理するっていうやり方から役割分担にした。コンピューターでいうとOSを変えたんですよ。OSを変えないと新しいアプリは走らないよねっていうコンセプトです。OSでやってる雇用システムを見直そうという発表を込めた。ということは前提を変えたほうがいいよねという話なんです。男と女じゃなくて、或いはさっきLGBTQの話になりましたが、それだけでなく、障がいがあるとか外国人とか、もともと多様な訳ですから。男女共同参画と日本語ではこういうふうにされているけど、いわゆるジェンダー平等ですよ。お金儲けの話と人権の話がやっつくついた。経済の見方をしたときにはいわゆる資本主義の国ですから生きる力って経済力だねって、みんなその問題が根っこになってトラブっているよねという気がするんです。民間企業が僕だけなんで。とても議論の目的や大局的な部分を見失っているのではないかという気がしました。なんでこんなことやっているんだという時に、簡単にジェンダー平等の話でしかないんですよ。

それを砕いていくことで色んなことが出てくるけども、国の目指すべき社会なんかも、この4つを簡単に言っていくと、選択ができて、自分らしく過ごせて、経済と家事の責任を分担しようぜと。これはジェンダー平等の話ですよ。これの本来の目的は、労働生産性と創造性の向上が本音で、僕らがもっと難しい認定が取れないのは財務帳票等の経営情

報のデータを出さなきゃいけないのはとれない。

【福島会長】

ありがとうございました。非常に示唆に富むというか、根底、これが本来何のためにできてきたものなのか、何を指すべきものなのかというところでは、決して男女共同参画のこの新プランだけではなく、その根底に目指す、それこそ岩手の姿とか、企業誘致のあり方ですとか、経済の効果、そういったところも、見すえていくべきだということでの、後藤委員からの御意見だったと思います。ありがとうございました。

【後藤委員】

もう一つだけ言い忘れました。20人以下の中小企業が98%で、色々な認定なども100人まで降りてきましたけども、岩手の場合はほとんどそれ以下なので抜けている。この国自体も98%が20人以下（の企業）。中小企業の半分が10年ぐらいで消えるだろうという専門の予想が出ていて、現場にとっても、今のコンプライアンスは耐えられない、労働力の確保は無理だと。半分で済むのかなという気がします。ざっくりとしたイメージとしては、この国の生産性は中小企業が半分消えればグンと上がるよねと。

岩手で暮らしている人たちをイメージするとみんなそこ（20人以下の企業）に入る人たち。経済の話って大事にした方がいいのではないのでしょうか。株式会社から来て、このメンバーで話を聞いていると、すごく僕、浮くなって気がします。国もこの手の委員会のメンバーを見ても、企業の人たちがほとんど入ってないんですよね。

【福島会長】

ありがとうございました。それでは各委員から貴重な意見がたくさん出されましたので、ぜひ新しいいわて男女共同参画の策定に向けてこれらの意見を反映して、骨子を作っていただけだと思います。では、時間になりましたので次の議題に進めさせていただきます。

議事の2といたしまして男女共同参画全般に関する意見交換ということで、プランに限らず日頃皆様が男女共同参画ですとか、女性活躍について思っていることですか、御自身の活動の内容など一言ずついただけたらと。まず、今日御発言いただかなかった方々から、よろしいでしょうか。

【及川委員】

こうしていただきとか、この方がいいんじゃないかということがまとまらないまま、ずっとモヤモヤしながら考えていたことがあって、その辺りについてお話したいと思います。今回プランが、4つの柱で、項目の4つめ、女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援というところが、男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることができる環境の整備というふうに変っている。この文章の意味合いは、大きいのではないかな、やっぱ

り見る視点が大きくシフトしているのではないかなと。そこを意図として設定しているものであれば大変申し訳ないですけど、ここに持っていったとすればこの下に、ポツ4つで書いている部分は、これで十分なのかという感じが。大きなシフトの割には、このポツが気になっていました。というのは、結局、男女の人権が書いてありますけど、ここはもう男女はいらないのかなと。

先ほど話題となりました性別に関係があったり、LGBTだったり、或いは様々な障がいを持っている人、外国人、低所得の皆さん、老人、それから、発達障がい等もすべて包括したところで、尊重され尊厳を持って生きることができるということで考えると、ある意味ここが本当にプラン全体を包括するもの、大きいものを指しているんじゃないかなと。そうするとやっぱり、男女共同参画、これで目指していく世界というのは、それぞれ様々な人たちが置かれた立場によって、人生における選択肢の数が違ったり、あるいは選択肢のハードルが変わったりするのはおかしいよ、というところに行くんじゃないかと思うんですよね。そういうことを考えながらいくと、そもそも男女共同参画っていうワードがあってくるのかなという、そんなところがすごい気になっておりました。

あと、仕事の立場上から言うと、この実現を目指していくためにはいろんなシステム、いろんな制度というはもちろん大事だけれど、根底は、心の中のバイアス。例えば、狭い意味で、男女間で、悪意もなければ敵意もないと思うんだけど、小さい頃から育まれて、無意識のうちに刷り込まれたバイアスっていうのが大きいんだろうなと。

そうなった時にやっぱり、子供たちへの教育というところで、私たちはもっとやっていかなきゃいけないことがあるし、まず私たち自身、学校関係者自身のバイアスを取り除いていくことg sすごく大切だなと思っています。無意識のうちに、特に40、50代位になると、男らしく正直に言いなさいとか、女の子はそんな乱暴な言葉使いは駄目だよとか、それは違うんだろうなと。そういうバイアスをまず取り除いて、バイアスのない環境を作って、そこでこの子たちを育てていくというのが大事なんだろうなと。男女混合名簿も混合にしたからいいということではなくて、どんな意識付けをしていくかということが大事なんだろうなと思ってます。

【福島委員】

ありがとうございました。用語の部分は非常にやっぱり課題が大きいと思います。今は国のコンセプトに沿っての文言になっていますので、今、及川委員がおっしゃったように、これがどこに位置付けられて、でもやっぱりジェンダーバイアスで、いろいろ女性達が暴力等に苦しんでいる、その部分にも目を向けるというところで今後検討かなということでした。貴重な御意見ありがとうございます。では佐藤委員いかがでしょうか。

【佐藤委員】

なかなか男女共同参画についての意識が低かった者としては、大変ここに来て勉強にな

っているところです。ただ、一応立場というか担当しているところの関連で、いくつかお話をさせていただきたいと思います。高校の教諭ずっと続けていまして、3年前に退職したんですけれども、その前頃から岩手県の高校で男女の混合名簿が急激に増えています。私が校長になる前は高校ではほとんどなかった。高校でやっていたところは1つしかなかったんですけど、それが今ほとんどの学校でかなりの数が男女混合名簿になっています。私も校長の時に自分の学校でやったんですけど、来年からやりましょうといったら生徒や先生も全然抵抗なく普通に受け入れて、そういう状況になってきているっていうことは、情報提供したいと思います。

それから現在PTAの方をやっているんですけども、PTA会長さんはやはり男性が多く、高校だとほとんど男性だと思うんですが、私が思っていた以上に女性のPTA会長さんがたくさんいらっしゃるということと、実際に参加していると女性の方々が活発に活動なさっているし、意見もいただいているっていうことを肌で感じています。母親委員会というのがありまして、それこそ女性だけの会ですけども、一番活発です。他の委員会もありますけれども圧倒されるものがあり、非常に活躍しているっていうことを御報告いたします。

それから、高校現場の話で言いますと、女性の方が元気です。生徒会長さんおそらく女性の方が多いいと思います。おそらくニュースでもあったと思いますが、今盛岡一高の応援団に女性が入っています。そういう感じで案外子供たちの方が、ここで議論しているよりも差別なくっていうか、区別なく過ごしているんじゃないかなっていうことを今感じております。自分たちが生徒の頃とか私も若くて教員やった頃とは全然違う環境になってきているということを直接感じているところです。だからそれを考えていかなきゃいけないのかなと私自身考えています。

やはりもっと大きな経済というか、若年の、これは女性だけじゃなくて、男性も若い人たちが県外に、高校卒業時点でかなりの数が仕事がないから（流出する）。あと学校の数も全国からするとやっぱり大学とかが足りないから、結局、何かやろうと思うと、やっぱり岩手県ではできないと、仙台や東京行って働くあるいは進学するっていうのが現状だと思いますので、そこら辺も含めて、ここで話ししても何ともならない部分が出てきている気がします。

あとは、岩手県でどういう状況か分からないですけど、最近一番心を痛めるのはやっぱり育児放棄とか。児童・幼児虐待で亡くなった子供のニュースが非常に多いので、一番気にしている。それは何が原因か、経済的なものかも教育的なものかも分からないし、簡単に特定できないことだと思うんですけど、そこが一番根っこにあるのかな。結局、何でもかんでもその一番弱いところに行ってしまうことを感じておりました。それが直接ここに関係あるか分からないですけども、育児・子育てのところがすごく大切なかなっていうことを感じています。

【福島会長】

ありがとうございました。子育ての部分は、健やか親子 21 の 2 次のプランに則って、産前産後ケアに、岩手でも非常に努力しておりまして、そことネットワークなどが必要なのかもしれませんですね。ありがとうございました。では中田委員。

【中田委員】

前日も、男女共同参画ということ言葉がもう必要ないんじゃないっていう話もしたんですけども。パラダイムシフトっていうことがあって、パラダイムがもし変わっているとすれば、今佐藤委員がおっしゃったように、子供たちはもうそのような感覚すらない中で、我々今までの既得権益者がいろんな議論しているのは、引き続き、妄想に向かって議論をただただ続けているのかもしれないなというぐらいの感じました。

例えば、今日の議論の中で、子供たちがあるいは女性が岩手を離れる、岩手にいる予定がないんじゃないかみたいな話もありましたけれども、その逆もあってですね、岩手が良くて、ここで子育てしたいがために、わざわざ移ってくる人達もいるわけで、一概にそのような事象を見て決めつけることもできないし、多様性ですよ。ダイバーシティって流行っていますけど、そういった多様性という部分をもっともっと伸ばしていかなければならないし、その辺のところを、振り分けをするべきかなあと感じました。もう、私も今 58 歳ですけども、自分が生きてきた価値観みたいなことは特にこの男女っていう部分では、何もここで語れるようなものは持ち合わせていないんじゃないかってことを感じています。むしろ、20 代、10 代の人たちがここに入って、積極的に次の世代を、自分たちの世代を作った議論をした方がいいのかなと。我々はそこで、今そんなこと思っているかとか、ということ皆さんの意見を聞いて感じたところです。以上です。

【福島会長】

ありがとうございました。とってもいい意見であった気がいたします。若い世代の方に入っていて議論をしていただければなと思います。それでは山村委員お願いします。

【山村委員】

私の方からは今日お配りした資料について御説明させていただきたいと思います。カラーで印刷している 3 枚ものです。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要というものなんですが、中身としては、女性活躍推進法の改正と、職場のパワーハラスメントの対策が法定化されたものになります。

表紙の 1 という上シートを見ていただきたいんですが、改正の概要というところで、1、女性の活躍推進法の改正になります。これは（1）のところが一般事業主行動計画の策定の対象拡大ということで、現在常用労働者が 301 人以上の企業が、この一般事業主行動計画という企業で女性の活躍を推進するための計画を作っていただかなくてはいけないとい

う義務があるんですが、その対象範囲が常用労働者数 101 人以上になるということです。

(2) のところは、現在義務になっており 301 人以上の企業さんにやっていただいている内容がちょっと増えるという内容になります。(3) のところは、女性の活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特定認定制度ということでプラチナえるぼしの創設。認定制度にさらにより高い認定制度ができるということです。今日いらっしゃっている後藤委員のところは既にえるぼしを取っていただいています、このプラチナえるぼしにぜひ挑戦していただきたいと思っていますところです。県内では今 11 社えるぼしを取っている企業がございます。

それか 2 つ目の改正点がハラスメント対策の強化になりますが、大きなところで (2) のところでパワーハラスメント防止対策の法制化ということで、これまでセクハラですとか、マタハラについては、法律で一定程度防止対策を事業主に義務づけていたんですけども、職場のパワーハラスメントについても、今回、事業主の義務として法制化されたということになります。

めくっていただきまして、7 ページ、2 枚目の裏になりますが、職場のパワーハラスメントの内容ですとか、下のところはこういったものがハラスメントになるのかということが書かれています。職場のパワーハラスメントについては、業務上必要な指導とハラスメントとの境目がなかなかはっきりしないということで、指針を作るにあたって審議会にいろいろな議論があって、新聞とかニュースでご覧になった方も多いと思うんですが、法律的には 7 枚目のシート、赤字で書かれているように、職場において行われる優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものという、この言葉で整理をされています。指針の中では、その 3 つの要素を具体的な内容が明記されたということで、優越的な関係を背景にした言動というのは、事業主が業務を遂行するにあたって当該言動を受ける労働者が雇用者に対して抵抗または拒絶することができない蓋然性が高い環境を背景として行われるものというふうにお示ししたり、②の業務上必要かつ相当な範囲を超えた言というものは、社会通念に照らして当該言動が明らかに事業主の業務上必要がない又はその対応は相当でないものというふうにしたり、③のところは就業環境が害されるということについては、そこでお示しているようなものであるというふうにお示した上で、その下のところですね、代表的な言動の類型として (1) から (6) まで整理をして、それぞれの類型について該当すると考えられる例、該当しないと考えられる例をそれぞれお示したということです。9 枚のシートになりますが、こちらは、こういったものを踏まえて事業者が何をしなければいけないかということをもとめています。緑色の網掛けて書いてある (1) から (4) の項目については、職場のセクハラとかマタハラとかについて事業主がしなくてはいけない項目と同じですので、セクハラ、マタハラ、それとこのパワーハラスメントとあわせて具体的に対策をとっていただくということになります。それからオレンジ色のところは、いろいろ議論あって、結局はこういった取組を行っていただくことが望ましいですよということで取りま

とまったものなのですが、例えば4の就活生に関するもの、それから5のカスタマーハラメントっていうようなもの、これについては法律自体が労働者、企業で働く方向けのものになっていますので、4とか5にあたるものは、労働者ではないということになります。一定程度配慮が必要なものであるということで、独自の取組ということで、そういった形でお示ししているということになります。その下のところが施行期日になりますが、最初に申し上げた女性活躍推進法の適用基準となる対象範囲が確定されているのは令和4年の4月から、プラチナえるぼしについては、今年の6月1日から施行されるということになります。

それから、その下の労働政策総合推進法っていうのは、これが職場のパワハラについて法制化した根拠となる法律になりますけれども、その雇用管理上の措置義務の新設というところになります。これが6月1日からってことになります。ただし、中小企業の皆様方については、令和4年の3月31日までの努力義務という形で取り組んでいただいて、令和4年の4月から義務という形になるということで、これについても順次施行がされていくという内容になっています。

労働局としましては現在説明会を開催しております、そういった内容についてまずはよく知っていただいて取組の準備を進めていただいている状況になります。以上でございます。

【福島会長】

ご説明ありがとうございました。それでは時間若干だけとって、高橋委員お願いいたします。

【高橋委員】

先ほどの後藤委員さんのお話はとても興味深いというか、経済と人権の話がやっつくつきましたっていう話で、以前からどうしても日本経済中心の議論が中心で、それに沿ってどういう人が必要かで教育は決まってきたみたいなことがずっと繋がってきていて、そういう中で男女の役割みたいなのが出来てきたとずっと思っていて、これがどこまで続くんだろうと思っていたところに、こういう話が出てきてよかったなと思っています。

私CAPという活動をしておりまして、子供たちに女らしさ男らしさじゃなくて自分らしさを大切にしようねというワークショップをするのですが、もう今の子供たちはそれが当然っていうふうに答えます。こう考えていくと、やっぱり学校の授業で家庭科に男女一緒に入った年代ぐらいから、意識がどんどん変わってきています。だけれども、そういう子供たちが社会出た時にびっくりする訳ですよ。まだまだそういうことがあるので、ちょっとそこを感じていることですね。

あと、今お話を聞いていてちょっとお話させていただきたいのは、虐待について皆さんとても心配してくださっている。私は、虐待防止の活動をしていますので。介入ではなく

て防止なんですけれども、お母さんとか親御さんを責めているだけでは解決になりません。やっぱり環境、ストレスっていうのはすごく大切ですので、ここの支援を。福島先生もいらっしゃるから、岩手県はすごく熱心にやっていると思うんですけども、それを理解してくださらない地域の方も多いのでね。それを言いたいなっていう思いがすごくあると、あと、岩手がちょっと抑圧的だっていう話をさせていただいたんですけども、もちろん岩手が大好きで帰ってらっしゃる方もいるんですけど、こういう議論すると、私がどうしても課題とか、否定的なことになってしまうんですが、でもやっぱりいいこともあるよって、それもすごく重要な視点なんです。でも、課題と思ったことに取り組みないとなかなか世の中が変わっていかないので、あえてそういうことを言わせていただきました。

あとパワハラセクハラ御説明いただいたんですけども、いじめと同じで、嫌と言える関係で、こういうことは気分が悪いんですという、現場としてはそういう関係性を作っておけば、こういう行為は駄目だ、ああいう行為は駄目だっていうふうに。

法律は大事ですよ。それによって取組が進むけれども、現実問題としては、やっぱり後藤委員さんがフラットな関係性をつくることをおっしゃっていたように、そういう中で強い立場の人が、嫌だったら嫌って行ってくださいねというような関係性を、意識的に作っていくということで、防止できることがたくさんあるんじゃないかなと思いました。

【福島会長】

ありがとうございます。まだまだ意見として出し尽くしていないと思いますが、また次の機会もごさいます。一応時間となりましたので本日予定されている議事は以上とさせていただきます。その他といたしまして、事務局の方から何かでありますでしょうか。

【大友部長】

本日の委員の皆様から多数の意見を頂戴しまして、まことにありがとうございました。

今日、福島委員長に知事名で新しいプランの基本的方向について、この審議会の意見を求めるということで諮問をさせていただきました。非常にこの諮問の役割というのは大きいものがございまして、委員の皆様からの御意見を踏まえて、これから案を作っていくという段階になってございます。来年度は先ほどの課長の方から説明申し上げましたけれども、秋頃までにかけて3回ほどお集まりいただくということになっておりまして、最初のたたき台、素案、中間案ということで、段階を踏んでそれぞれ案をお示していくということになると思います。

皆様のいろんな意見を、このプランの一つにまとめるというのはかなりの難解な作業でございます。前回のプランの柱は4つですけども、今回は4つの柱をお示ししていますが、あえてポツということにしまして、まだ柱を固めた訳ではありませんので、皆様の方からの意見を頂戴しながら、やっぱりこの柱でいこうとか5つの方がいいんじゃないとか、そういったことをしっかり反映していきたいと思っております。また、こういっ

た分野のこういったものが足りないという御指摘あれば、そういうことも肉付けて理屈づけするのにも、委員の皆様のご意見がそのままこのプランの案に反映して参りますので、ぜひこれからの3回と期間も限られますので、また開会以外でも、もし御意見とかがあれば、メモなりで様々頂戴いたせば、それも参考とさせていただいてできるだけ皆さんの御意見も反映させたいと考えています。せつかくですので、やはり岩手らしさのあるいいものを作っていければという気持ちで職員の方にもいろいろ頑張ってもらおうと思っておりますので、ぜひこの大変な作業、御意見を様々頂戴し皆様に御手数をおかけしますが、良いものを磨き上げて出していきたいなと思っておりますので、どうぞまた会長にもよろしく申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

【福島会長】

ありがとうございました。もしこの委員会が閉会した後、意見を伝えたいという場合は、メール等で個人的に御連絡を差し上げてもよろしいでしょうか。

【大友部長】

色々な機会でご頂戴できれば。紙ベースとかで色々ともらっていった方がありがたいなど。

【福島会長】

分かりました。

【高橋委員】

前回の議事録なんですけれども、それは公表になっていますか。

【事務局】

県のホームページにアップされています。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【福島会長】

それ以外に委員の皆様から何かございますでしょうか。なければ、準備をしておりました本日の議事は全て終了いたしました。議事の円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。それでは、私の司会の方は終了とさせていただきます。事務局お願いいたします。

【藤澤室長】

皆様長時間にわたりまして御議論ありがとうございました。以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。